

マイナンバー 社会保障・税番号制度

マイナンバーは
一生使うものです。
大切にしてください。



愛称：
マイナちゃん

今年 10 月から一人ひとりにマイナンバー(12桁の個人番号)が通知されます。

- ・通知カード(紙製で、氏名・住所・生年月日・性別(基本4情報)とマイナンバーが記載される)を住民票の住所に通知します。
- ・通知カードを受け取られた方は、同封された申請書を郵送すること等により、平成28年1月以降に町の担当窓口で「個人番号カード(本人の写真とICチップが搭載される)」の交付を受けることができます。

平成28年1月から社会保障、税、災害対策の手続きでマイナンバーが必要となります。

- ・年金や雇用保険・医療保険の手続き、生活保護や福祉の給付、確定申告などの税の手続きなど、法律で定められた事務に限って、マイナンバーが利用されます。
- ・民間事業者でも、社会保険、源泉徴収事務などで法律で定められた範囲に限り、マイナンバーを取り扱います。

《マイナンバー制度導入の3つのメリット》

行政の効率化

～手続きが正確で早くなる～

役場などでの情報の照合作業が短縮され、より正確に行えるようになります。

国民の利便性の向上

～面倒な手続きが簡単に～

申請時に必要な課税証明書などの資料の添付を省略できるようになります。

公平・公正な社会の実現

～給付金などの不正受給の防止～

役場などが町民の所得状況などを把握しやすくなり、不正受給を防止できます。

法律で定められた目的以外でマイナンバーを利用したり、他人に提供したりすることはできません。

- ・マイナンバーを不正に入手したり、正当な理由なく提供したりすると、処罰されることがあります。
- ・マイナンバーと結びついた個人情報を守るため、さまざまを対策を講じます。



引越しの際は、住民票の異動を忘れずに！

- 今年10月以降、マイナンバーは住民票の住所に通知されます。
- 住民票の異動の届出(転出届・転入届・転居届など)は、国民健康保険、国民年金、選挙人名簿への登録などにつながる大切な手続きです。

正確な住所の登録が必要です！

入学・就職・転勤等で引越しをされ、住所を異動される方は、住所変更の届出を行ってください。

▼問合せ 住民課戸籍年金係 (☎ 23 - 2463)

▼問合せ マイナンバーのコールセンター (☎ 0570 - 20 - 0178)
平日9時30分～17時30分(土日・祝日を除く)